## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

| | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準等 |
|---|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、<br>鳥インフルエンザ（H５N1） | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（H５N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く） | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで（発熱した日を発症０日目とする） |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで |
| | 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん（三日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| | 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、<br>流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | <u>その他の感染症</u><br>感染性胃腸炎 | |
| | <u>その他の感染症</u><br>溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎等 | 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、**<u>その感染拡大を防ぐために、必要な場合に限り出席停止</u>**となる感染症。<br>校長が学校医の意見を聞き措置や期間を決定する。 |